
緊急事態措置に伴う在宅勤務のお知らせ

4月7日、政府の対策本部より、東京都を含む7都府県を対象に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

日本財団パラリンピックサポートセンター（パラサポ）では、東京都緊急事態措置を受け、原則、5月6日まで全職員を在宅勤務とさせていただきます。

つきましては、今後のお問い合わせに関して、下記の通り変更いたします。

<代表電話の受付休止>

4月11日（土）～5月6日（水・祝）

<お問い合わせ窓口>

■一般の方

- ・WEB お問い合わせフォームをご活用ください。

<https://www.parasapo.or.jp/contact/>

■報道関係の方

- ・パラサポ PR 事務局（株アンティル内）

TEL : 03-6821-7863 (9:00-17:00) / E-mail : parasapo@vectorinc.co.jp

※こちらは報道関係者様専用のお問い合わせ先となっております。

※在宅勤務体制により、時間内でも一部電話が不通になることがございます。

また、パラサポが運営するパラリンピック競技団体との共同オフィスも、5月6日まで原則閉鎖いたします。各競技団体へのお問い合わせにつきましては、それぞれの窓口にお問い合わせください。

■パラリンピック競技団体一覧

https://www.parasapo.tokyo/wp/wp-content/themes/parasapo/assets/pdf/affiliated_organizations_list.pdf

なお、緊急事態宣言が延長された場合、代表電話の受付休止期間も延長させていただくことがありますので、予めご了承ください。大変ご不便をお掛けしますが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。